第4次国十利用計画(三島市計画)の一部改定(案)概要

1 国土利用計画について

(1) 概要

国土利用計画は、国土利用計画法に示される国土利用の基本理念に即し、長期にわたって安定した 均衡のある国土の利用を確保することを目的としたものであり、全国計画・都道府県計画・市町村計画 で計画体系が構成される。

市町村計画は、国土利用計画法第8条に基づき、市町村における土地利用に関する行政の指針となるべき計画として位置付けられる。

- (2) 第4次国土利用計画(三島市計画)
 - •策定時期 令和3年3月
 - 目標年次 令和12年(計画期間:10年間)

2 第4次国土利用計画(三島市計画)の一部改定について

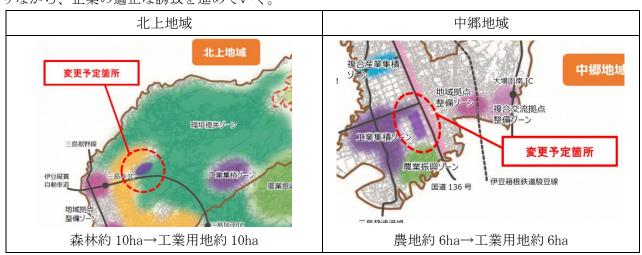
(1) 改定の趣旨

製造業を中心とした企業の国内回帰の動向を踏まえ、新たな産業集積拠点の創出を図るもの。

(2) 改定内容

新産業用地開発可能性調査等の結果を基に、特に交通アクセスに優れポテンシャルが高く、既に企業立地が進みつつある地域について、工業集積ゾーンとして追加設定する。

具体的には、北上地域における東駿河湾環状道路の三島萩インターチェンジに近接したエリア(第3次三島市都市計画マスタープランにおいて当該エリアの一部を産業集積拠点として位置付け済)、及び中郷地域における県道清水函南停車場線・市道松本安久線に挟まれた大溝川左岸エリア(農業基盤整備事業等が行われた農地を除く)について、新たに工業集積ゾーンとして設定し、周辺環境との調和を図りながら、企業の適正な誘致を進めていく。



3 改定時期

企業の立地需要に早急に応えるため、計画期間の途中ではあるが、令和6年度中の改定を行う(都市計画マスタープランについても同時期に改定予定)。